

最高人民法院による不正競争民事案件の審理における 法律応用の若干問題に関する解釈

(2006年12月30日最高人民法院裁判委員会第1412回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

不正競争民事案件を正しく審理し、事業者の合法的な權益を法により保護し、市場競争の秩序を維持するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國反不正競争法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の関連規定に基づき、裁判実務及び実情を踏まえ、本解釈を制定する。

第一条 中国国内において一定の市場知名度を有し、関連する公衆に知られている商品である場合は、反不正競争法第五条第一項第二号に定める「知名商品」として認定しなければならない。

人民法院が認定する知名商品は、当該商品の販売期間、販売地域、販売額と販売対象、宣伝の継続時間、程度及び地域の範囲、知名商品が保護を受ける状況等の要素を考慮し、総合的に判断しなければならない。原告は、その商品の市場における知名度について拳証責任を負わなければならない。

異なる地域の範囲において、知名商品特有の名称、包装、装飾と同一又は類似の名称、包装、装飾を使用した場合であっても、後使用者がその善意の使用を証明できるときは、反不正競争法第五条第二号に定める不正競争行為を構成しない。その後の事業活動が同一地域の範囲に入ることにより、その商品の出所に対して混同を生じさせ、後使用者に商品の出所を区別するに足るその他の標章を加えることを命じるよう先使用者が請求した場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二条 商品の出所を区別する顕著な特徴を有する商品の名称、包装、装飾は、反不正競争法第五条第一項第二号に定める「特有の名称、包装、装飾」と認定しなければならない。

次の各号のいずれかに該当する場合には、人民法院は知名商品特有の名称、包装、装飾とは認定しない。

(一) 商品に共通する名称、図形、型番。

(二) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示するのみの商品の名称。

(三) 商品自体の性質によってのみ構成される形状、技術的な効果を得るために必要な商品形状及び商品の実質的な価値を持たせるための形状。

(四) その他顕著な特徴に欠ける商品の名称、包装、装飾。

前項一号、二号、四号に定める事由が使用を経て顕著な特徴を得る場合は、特有の名称、包装、装飾と認定することができる。

知名商品特有の名称、包装、装飾の中に当該商品の一般名称、図形、型番を含み、又は商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表示し、又は地名を含む場合には、他人が客観的に商品を叙述するための正当な使用となり、不正競争行為を構成しない。

第三条 事業者の営業場所の装飾、営業道具のデザイン、営業人員の服装等から構成される独特の風格を備えた全体的な事業イメージは、反不正競争法第五条第一項第二号に定

める「装飾」と認定することができる。

第四条 知名商品について事業者から使用許可を得ている又は関連企業としての関係性を有するとの誤認を生じさせる場合を含め、商品の出所について特定の関連性を有すると公衆の誤認を生じさせるに足るときには、反不正競争法第五条第一項第二号に定める「他人の知名商品との混同を生じ、購買者に当該知名商品であると誤認させる」と認定しなければならない。

同一の商品に同一又は視覚上基本的に違いのない商品の名称、包装、装飾を使用した場合、他人の知名商品と十分に混同を生じさせるに足るとみなさなければならない。

知名商品特有の名称、包装、装飾と同一又は類似を認定するにあたり、商標の同一又は類似の判断の原則及び方法を参照することができる。

第五条 商品の名称、包装、装飾が商標法第十条第一項に定める商標として使用してはならない標章に該当し、当事者が反不正競争法第五条第一項第二号の規定に基づき保護を求める場合には、人民法院はこれを支持しない。

第六条 企業登記主管機関が法に基づき登記する企業名称、及び中国国内で商業的に使用する外国（地域）企業の名称は、反不正競争法第五条第一項第三号に定める「企業名称」と認定しなければならない。市場における一定の知名度を有し、関連する公衆に知られている企業名称における字号は、反不正競争法第五条第一項第三号に定める「企業名称」と認定することができる。

商品の取扱いにおいて使用する自然人の氏名は、反不正競争法第五条第一項第三号に定める「氏名」と認定しなければならない。市場における一定の知名度を有し、関連する公衆に知られている自然人のペンネーム、芸名等は、反不正競争法第五条第一項第三号に定める「氏名」と認定することができる。

第七条 知名商品特有の名称、包装、装飾若しくは企業の名称、氏名を商品や商品の包装及び商品取引における文書において使用し、又は、中国国内で商業的に使用する場合（広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に用いる場合を含む）は、反不正競争法第五条第一項第二号、第三号に定める「使用」と認定しなければならない。

第八条 事業者の行為が次の各号のいずれかに該当し、関連する公衆の誤解を招くに足る場合には、反不正競争法第九条第一項に定める「人に誤解を生じさせる虚偽の宣伝行為」と認定することができる。

- (一) 商品について一方的な宣伝又は対比を行うとき。
- (二) 科学的な定説がない観点、現象等を定説の事実として宣伝広告に用いるとき。
- (三) 多義的な文言又はその他人に誤解を招く方法で商品の宣伝を行うとき。

明らかに誇張した方法で商品を宣伝しているが、関連する公衆の誤解を生じさせるまでに至らない場合については、人に誤解を招く虚偽の宣伝行為には該当しない。

人民法院は、日常生活の経験、関連する公衆の通常の注意力、誤解を生じる事実及び被宣伝対象の実情等の要素に基づき、人に誤解を招く虚偽の宣伝行為について認定しなければならない。

第九条 関連情報とその所属分野の関連公衆に知られておらず、簡単に得ることができないものである場合は、反不正競争法第十条第三項に定める「大衆に知られていない」と認定しなければならない。

次の状況の1つに該当する場合、関連情報は「公衆に知られていない」に該当しない。

(一) 当該情報がその所属する技術又は経済分野の当業者の一般常識又は業界の慣習であるとき。

(二) 当該情報が商品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組み合わせ等の内容に関係するのみで、市場に出回った後に関連する公衆が商品の観察を通じて直接得ることができる
とき。

(三) 当該情報がすでに出版物又はその他の媒体で公然と公開されているとき。

(四) 当該情報がすでに報告会、展示等の方法で公開されているとき。

(五) 当該情報がその他の公開されたルートを通じて得ることができるとき。

(六) 当該情報が一定の代価を支払わずとも容易に得ることができるとき。

第十条 関連情報が現実的又は潜在的な商業価値を有し、権利者に競争優位をもたらし得る場合は、反不正競争法第十条第三項に定める「権利者に経済利益をもたらし、実用性を有する」と認定しなければならない。

第十一条 権利者が情報の漏えいを防止するために講じるその商業価値等の具体的な状況に適応する合理的な保護措置は、反不正競争法第十条第三項に定める「機密保持措置」と認定しなければならない。

人民法院は、情報の媒体の特徴、権利者の機密保持の要望、機密保持措置の識別の程度、他人が正当な方法を通じて得る難易度等の要素に基づき、権利者が機密保持措置を講じているか否かを認定しなければならない。

次の各号のいずれかに該当し、正常な状況下で機密に関わる情報の漏えいを防止するに足りる場合は、権利者が機密保持措置を講じていると認定しなければならない。

(一) 機密に関わる情報を知る範囲を限定し、知る必要のある関係者についてのみ、その内容を告知する。

(二) 機密情報に関わる媒体に鍵を掛ける等の防犯措置を採る。

(三) 機密情報に関わる媒体に機密保持の表示を付す。

(四) 機密に関わる情報にパスワードやコードを使用する。

(五) 秘密保持契約を締結する。

(六) 機密に関わる機械、工業、生産現場等の場所への来訪者を制限し、又は秘密保持を要求する。

(七) 情報の秘密を確保するその他の合理的な措置。

第十二条 自主研究開発又はリバースエンジニアリング等の方法を通じて得た営業秘密は、反不正競争法第十条第一項第一号、第二号に定める営業秘密を侵害する行為に認定しない。

前項でいう「リバースエンジニアリング」とは、技術的な手段を通じて公開されたルートから得た製品について解体、測量・製図、分析等を行い、当該製品の関連技術情報を得ることをいう。当事者が不正な手段を用いて他人の営業秘密を知った後、さらにリバースエンジニアリングを理由に取得行為の合法性を主張する場合は、これを支持しない。

第十三条 営業秘密における取引先名簿とは、一般的に取引先の名称、住所、連絡先及び取引の慣例、意向、内容等で構成され、関連する公開情報とは区別された特殊な取引先の情報をいい、多くの取引先又は長期的に安定した取引関係にある特定の取引先の情報を取引先名簿としてまとめたものを含む。

取引先が、従業員個人の信頼に基づき従業員が所属する単位と市場取引を行い、当該従業員が離職後、取引先が自主的に個人又はその新しい組織と市場取引を行うことを選択したことを証明することができる場合は、不正な手段を用いていないと認定しなければならない。ただし、従業員と元の組織に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第十四条 当事者が、他人がその営業秘密を侵害したと主張する場合は、その保有する営

業秘密が法定条件に適合し、相手方当事者の情報がその営業秘密と同一又は実質的に同一で、相手方当事者が不正な手段を用いた事実についての拳証責任を負わなければならない。そのうち、営業秘密が法定条件に適合する証拠には、営業秘密の媒体、具体的な内容、商業価値及び当該営業秘密に対して講じる具体的な秘密保持の措置等を含む。

第十五条 営業秘密を侵害する行為について、営業秘密の独占的实施許諾契約（専用実施権許諾契約に相当）の被許諾者が提訴した場合には、人民法院は法により受理しなければならない。

排他的実施許諾契約（独占的通常実施権許諾契約に相当）の被許諾者と権利者が共同で訴訟を提起し、又は権利者が提訴しない状況において自主的に提訴する場合には、人民法院は法により受理しなければならない。

通常使用許諾契約の被許諾者と権利者が共同で訴訟を提起し、又は権利者の書面による授權を経て、単独で提訴する場合には、人民法院は法に基づき、これを受理しなければならない。

第十六条 人民法院が営業秘密の侵害行為に対して侵害停止の民事責任の判決を下したとき、侵害の停止期間は、一般に当該営業秘密がすでに公衆に知られていた時まで継続する。

前項の規定に基づき判決された侵害の停止期間が明らかに不合理である場合は、法に基づき、権利者の当該営業秘密の競争優位を保護する状況の下で、権利侵害者に一定期間又は一定の範囲内で当該営業秘密の使用を停止する判決を下すことができる。

第十七条 反不正競争法第十条に定める営業秘密の侵害行為に対する損害賠償額を確定するにあたり、特許権侵害に対する損害賠償額の確定方法を参考にすることができる。反不正競争法第五条、第九条、第十四条に定める不正競争行為の損害賠償額を確定するにあたり、登録商標の専用権の侵害に対する損害賠償額の確定方法を参考にすることができる。

権利侵害行為により営業秘密が既に公衆に開示されている場合には、当該営業秘密の商業価値に基づき損害賠償額を確定する。営業秘密の商業価値とは、その研究開発コスト、当該営業秘密を実施した際の収益、取得可能な利益、競争優位を保持することができる期間等の要素に基づき確定する。

第十八条 反不正競争法第五条、第九条、第十条、第十四条に定める不正競争の民事の第一審案件は、通常、中級人民法院が管轄する。

各高級人民法院は、本管轄地域の実情に基づき、最高人民法院の承認を経て、若干の基層人民法院が不正競争民事事件の第一審案件を受理する旨を確定することができ、すでに知的財産権の民事事件の審理が承認された基層人民法院は、引き続き受理することができる。

第十九条 本解釈は2007年2月1日から施行する。

出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェットロ北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。